

長野県地方税滞納整理機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する規則

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構規則第10号

改正 平成28年1月29日規則第1号

平成31年1月25日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構規約（以下「規約」という。）第18条の規定により、長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）が行う規約第4条第1号の事務の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴税吏員の委任)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第1条第1項第3号の規定による広域連合長の委任は、広域連合の職員に行ったものとする。

2 法に規定する徴税吏員の身分を証明する証票及び法が例によるものと規定する国税徴収法（昭和34年法律第147号）第147条第1項の身分を示す証明書は、徴税吏員証（様式第1号）によるものとする。

3 広域連合長は、地方自治法第292条において準用する同法第153条第1項の規定により、規約第4条第1号の国民健康保険料に係る事務を第1項の職員に委任する。

(事案の移管に係る手続)

第3条 構成団体の長は、規約第4条第1号の規定による滞納事案（以下「事案」という。）の移管について、広域連合長との協議を経た後、広域連合長に当該事案の引継ぎに係る依頼をするものとする。

2 広域連合長は、前項の依頼に基づいて、その内容を審査し、広域連合においてその事案を処理することが適当であると認めるときは、当該事案を引き受けるものとする。

3 前項の規定により事案を引き受けたときは、広域連合長は、事案引受通知書兼納税催告書（様式第2号）により滞納者に通知及び催告をするものとする。

4 広域連合長は、第2項の規定により引き受けた事案（以下「引受事案」という。）について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、広域連合における事務の処理を完了したものとし、当該事案を当該構成団体の長に返還するものとする。

(1) 徴収金が完納になったとき。

(2) 滞納処分の執行を停止することが適当であると広域連合長が判定したとき。

(3) 不納欠損処分（法第15条の7第5項の規定により納税義務を消滅させることをいう。）が適当であると広域連合長が判定したとき。

5 引受事案を広域連合が処理する期間は、広域連合長が当該事案の引受けを当該市町村の長に通知した日から翌年の5月31日まで（以下「処理期間」という。）とし、処理期間を超えたものは、当該構成団体の長に返還するものとする。

6 広域連合長は、引受事案を当該構成団体の長に返還したときは、当該事案に係る滞納者に徴収事務返還通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（引継事案の内容の変更）

第4条 構成団体の長は、広域連合長に引き継いだ事案（以下「引継事案」という。）について、徴収金又は滞納者に関する事項に変更が生じた場合は、速やかに広域連合長に通知しなければならない。

2 前項の滞納者に関する事項に変更が生じた場合とは、滞納者の住所又は所在地の変更、滞納者の死亡その他滞納者に関する事項について引き継いだ事案の内容に変更が生じた場合をいう。

（事案の引受けの取消し）

第5条 広域連合長は、引受事案について、滞納処分をすることができないと認められるとき又は徴収金を徴収することができないやむを得ない理由を確認したときは、当該事案の引受けを取り消すことができる。

（事案の引継ぎの取消し）

第6条 構成団体の長は、引継事案について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事案の引継ぎを取り消さなければならない。

(1) 徴収金に係る徴収権が、課税免除、減免又は減額等により消滅したとき。

(2) 徴収金に係る賦課を取り消したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、徴収金を徴収することができないやむを得ない理由を確認したとき。

2 構成団体の長は、引継事案について、不服申立て、訴訟の提起その他徴収金を徴収することが適当でない認められる事由が生じたときは、広域連合長と協議の上、事案の引継ぎを取り消すことができる。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、事案の移管等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月25日規則第1号）

この規則は、平成31年2月1日から施行する。

(様式第1号) (第2条関係)

(表)

第	号	徴 税 吏 員 証		
		職 名	長野県地方税滞納整理機構職員	
		氏 名		
			(年 月 日生)
年	月	日	交付	
		長野県地方税滞納整理機構広域連合長		印

(裏)

- 1 この証票は、地方税法の規定により、長野県及び長野県内の全市町村が長野県地方税滞納整理機構への移管手続を行った滞納事案に関する調査のための質問又は検査及び滞納処分を行う場合の徴税吏員の証である。
- 2 公務を執行する場合に、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 徴税吏員の資格を喪失した場合は、直ちに返納しなければならない。

様

長野県地方税滞納整理機構広域連合長 印

事案引受通知書兼納税催告書

あなたが滞納している下記の地方税等について、下記の地方公共団体から引き受け、当機構が徴収することになりましたので通知します。

つきましては、同封した納付書により下記の指定期限日までに、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付のうえ、下記連絡先に必ず連絡してください。

指定期限までに完納されないときは、法に基づきあなたの財産について差押え、公売等の滞納処分を執行しますのでご承知おきください。

記

地方公共団体	
--------	--

年度 賦課年 度	税目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定納期限	税 額 (円)	督促 手数料 (円)	加算金 (円)	延滞金 法律による金額 (円)	備 考
小 計										
滞納処分費 法律による金額							円			
合 計							円			

※この通知書は発送日現在で作成しました。

なお、延滞金の金額は指定期限日現在で計算しており、納付日により変わる場合があります。

指 定 期 限	年 月 日
---------	-------

連絡先 〒

長野県地方税滞納整理機構

電話番号

この催告書の到達前に完納されている場合には行き違いですので御了承ください。

様

長野県地方税滞納整理機構 ⑩
広域連合長

徴収事務返還通知書

あなたの下記団体の地方税等について、長野県地方税滞納整理機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する規則第3条第4項又は第5項の規定により、下記の地方公共団体に徴収事務を返還しました。

今後の納税等につきましては**当機構への振込及び当機構発行の納付書での納付はできません。**下記地方公共団体に対して行ってください。

※ 機構移管分の滞納金額については下記のとおりですが、**機構に移管されていない税等**の未納については課税元の市町村または県税事務所へご確認ください。

記

1 地方公共団体 _____

2 滞 納 金 額 _____ 円

3 返 還 期 日 _____ 年 月 日

連絡先 〒

長野県地方税滞納整理機構

電話番号

